

監査結果に基づく措置

1 中央区役所

<財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)>

まちづくり推進課

- ・ 公の施設の指定管理者：遠鉄アシスト株式会社
- ・ 施設名：浜松市観光バス公共駐車場

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和6年2月16日、監査基準日：令和5年6月30日)

浜松市観光バス公共駐車場の指定管理者が行う令和4年度及び令和5年度の大型自動車受入れ等の自主事業について、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続を行っていない。さらに、浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づく行政財産使用料の徴収も行っていない。また、令和2年度及び令和3年度において、指定管理者が行う自主事業についても同様に、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続を行っていないほか、浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づく行政財産使用料の徴収を行っていない。

【措 置】(報告年月日：令和6年3月19日)

浜松市観光バス公共駐車場の指定管理者が行う大型自動車受入れ等の自主事業について、行政財産の使用許可の手続を行わず、行政財産使用料の徴収をしていなかった原因は、指定管理者制度の実施に関するマニュアルの記載事項に対する理解不足によるものです。

大型自動車受入れ等の自主事業について事業内容を精査し、「本業務」と「自主事業」の区分を明確化した上で、指定管理者と協議を行い、大型自動車受入事業及びAED設置事業については、自主事業から本業務へ変更するよう見直しを行うこととしました。一方、今後も自主事業として実施する電動自転車無料レンタル事業及び飲料サービス事業については、令和6年度から浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可手続を行うとともに、行政財産使用料を徴収するよう調整しました。

また、令和2年度から令和5年度までの各年度に発生していたと想定される行政財産使用料相当額を指定管理者から徴収しました。

今後は、浜松市公有財産管理規則及び浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づき適正な事務処理を徹底してまいります。

2 浜名区役所

<財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)>

北行政センター

- ・公の施設の指定管理者：東海ビル管理株式会社
- ・施設名：浜松市引佐総合体育館

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和6年2月16日、監査基準日：令和5年6月30日)

浜松市引佐総合体育館における利用者の私物保管のための占有について、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続を行っていない。

【措 置】(報告年月日：令和6年4月19日)

浜松市引佐総合体育館にて行政財産使用許可申請の手続きがされず利用団体が私物保管をしていた原因については、地方自治法及び浜松市公有財産管理規則の理解不足によるものです。

今回の指摘を受け、利用団体による浜松市引佐総合体育館の占有に係る行政財産使用許可申請書を提出させ、行政財産使用許可の手続きを行いました。

今後は、再発防止に向け利用団体及び指定管理者に対して定期的な立ち入り調査による確認を行い、浜松市公有財産管理規則に基づき適正な事務処理をまいります。

3 上下水道部

<随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)・行政監査>

お客さまサービス課

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和5年9月8日、監査基準日：令和5年3月31日)

浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例第17条において、負担金を納付すべき者は、納期限までに納付しなかった場合、延滞金を加算して納付しなければならないと規定されているが、お客さまサービス課は、徴収すべき延滞金の計算及び徴収を行っていない。

【措 置】(報告年月日：令和6年4月9日)

下水道受益者負担金について、浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の改正により、平成26年1月1日以降の延滞金を新たな率で計算することになった際、事務処理の構築がなされなかったこと、さらには担当部署や担当者の変更があった際に延滞金の徴収に関する引継ぎが行われなかったことにより、徴収すべき延滞金の計算及び徴収を行っていませんでした。

事務の適正化を図るため、延滞金徴収事務処理の構築を行い、令和5年7月28日以降に発した催告状・納付書においては、発行日までの延滞金を加算した金額で請求しました。さらに、令和5年9月6日には時効完成成分を除き過去5年分の確定延滞金の請求を行い、同年12月28日にも再請求を行いました。また、令和6年1月から運用開始した新システムでは、延滞金額を自動計算し収納管理ができる仕組みを構築しました。

今後は、浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定に基づき適正な事務処理を徹底してまいります。

4 教育委員会

<定期監査(財務監査)・行政監査>

市立高等学校

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和6年2月16日、監査基準日：令和5年7月31日)

同窓会による研修施設の事務室の占用について、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続を行っていない。

【措 置】(報告年月日：令和6年3月29日)

本校研修施設の事務室の占用に関する行政財産使用許可申請の手続がされていなかった原因は、地方自治法及び浜松市公有財産管理規則の理解不足によるものです。

今回の指摘を受け、同窓会による研修施設の事務室の占用に係る行政財産使用許可申請書を提出させ、行政財産使用許可の手続を行いました。

今後は、再発防止に向けて同窓会に対して定期的に確認するとともに、浜松市公有財産管理規則に基づき適正な事務処理をまいります。

<定期監査(学校監査)・行政監査>

教育施設課、広沢小学校、花川小学校、泉小学校、中郡小学校、二俣小学校、井伊谷小学校、尾奈小学校、積志中学校、篠原中学校

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和6年2月16日、監査基準日：令和5年6月30日)

利用団体による器具庫等設置のための学校敷地の一部占用について、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続を行っていない。

【措 置】(報告年月日：令和6年3月27日)

学校敷地の一部占用に関する行政財産使用許可申請の手続がされていなかった原因は、利用団体及び学校における地方自治法及び浜松市公有財産管理規則の認識不足によるものです。

今回の指摘を受け、利用団体に対し、学校敷地の一部占用に係る行政財産使用許可申請書を提出させ、行政財産使用許可の手続を行いました。また、全校に対し、敷地の占用に際しては申請が必要であることを改めて周知しました。

今後は、浜松市公有財産管理規則に基づき適正な事務処理をまいります。

<定期監査(学校監査)・行政監査>

教育施設課、中郡小学校、西都台小学校

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和6年2月16日、監査基準日：令和5年6月30日)

利用団体による私物保管のための学校施設の一部占有について、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続を行っていない。

【措 置】(報告年月日：令和6年3月27日)

学校施設の一部占有に関する行政財産使用許可申請の手続がされていなかった原因は、利用団体及び学校における地方自治法及び浜松市公有財産管理規則の認識不足によるものです。

今回の指摘を受け、利用団体に対し、学校施設の一部占有に係る行政財産使用許可申請書を提出させ、行政財産使用許可の手続を行いました。また、全校に対し、施設の占有に際しては申請が必要であることを改めて周知しました。

今後は、浜松市公有財産管理規則に基づき適正な事務処理をしてまいります。